

令和3年6月29日

新型コロナワクチン廃棄事案の発生について

上天草市では、予防接種法第6条第1項に基づき新型コロナワクチンの個別接種を市内医療機関で実施しており、本日、ワクチンを廃棄しなければならない事案が発生しましたのでお知らせします。

市が実施主体である予防接種において、このような事案が発生したことをお詫びいたします。

今後このような事案が再発しないよう、医療機関に対し、個別での指導を徹底し過誤の防止に努めてまいります。

なお、詳細は下記のとおりです。

記

1 事案の発生日

令和3年6月29日（火）

2 事案の内容

ワクチン接種用の注射器に薬液を準備する際に、1バイアルのワクチンに1.8mlの生理的食塩液を注入し、希釈するところを途中で針とバイアルの刺入部から液が漏れ、本来0.3mlが6人分採れるところを6本目が0.1mlしか採れなかったことから、適正な希釈量が確認できなかったため、1バイアル分のワクチンを廃棄しなければならなくなった。

3 事案発生の経緯

- ア 市内医療機関から、ワクチンの1バイアルを1.8mlの生理的食塩液で希釈している途中で生理的食塩液が漏れたと連絡があった。
- イ 6本採ってみたが、6本目が0.1mlしか採れなかったため、生理的食塩液の適正量の1.8mlが入っていないことがわかった。
- ウ 熊本県ワクチン対策チームに状況を報告したところ、希釈する液が漏れたならば適正な希釈量が確認できないためワクチンは廃棄が望ましいとの回答があった。

4 事案発生の原因

ワクチンに生理的食塩液を注入する際、過度に圧力がかかり液が漏れた。

5 今後の再発防止策

当該医療機関に対する過誤防止についての実地指導を行い、「過誤防止マニュアル」に基づく個別指導を行い、他の医療機関にも注意喚起を行う。

(連絡先)

健康福祉部健康づくり推進課

担当：課長 佐藤、係長 桑畑

電話：0969-28-3376

FAX：0969-56-3307

